

令和元年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

児童虐待対策における行政・医療・刑事司法の連携推進のための

協同面接・系統的全身診察の実態調査及び

虐待による乳幼児頭部外傷の立証に関する研究

分担研究報告書

テーマ1:協同面接・系統的全身診察の実態調査研究

研究分担者	毎原 敏郎	兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科 科長
研究協力者	田崎 みどり	港区児童相談所設置準備担当 部長
	仙田 昌義	国保旭中央病院 小児科 部長
	溝口 史剛	群馬県前橋赤十字病院 小児科 副部長
	木下 あゆみ	四国こどもとおとなの医療センター 小児アレルギー内科 医長
	川口 真澄	沖縄県立中部病院 小児科 医員
	勝連 啓介	特定医療法人へいあん平安病院 小児科・児童精神科 専任科長
	植松 悟子	国立成育医療研究センター 救急診療科 診療部長

研究要旨

『協同面接と系統的全身診察の手引き』を作成するための調査として、「協同面接・性虐待と系統的全身診察および医療機関との連携に関する実態調査」と「児童相談所との連携に関するアンケート調査」を実施した。前者は、全国の児童相談所と協同面接実施民間団体(以下、合わせて児童相談所等とする)に対して実施した。調査の内容は、「児童相談所等への調査」「協同面接を実施した事例の調査」および「性虐待で協同面接等を実施しなかった事例の調査」の3種類である。また、後者は、一般社団法人日本子ども虐待医学会(JaMSCAN)に所属する正会員を対象に行った。今回は、後者のアンケート調査について結果の解析を行った。

正会員数は509名(うち医師は325名)、回答のあった数は137名(うち医師は107名)で、回答率は27%(医師は33%)であった。正会員はいろいろな状況で児童相談所との関わりがあったが、連携するうえで問題があると回答したのは55名(40%)であった。

上記調査では、医療機関と児童相談所との連携にはさまざまな問題があること、医療機関として協同面接への関与が少ないこと、系統的全身診察の普及のために研修の実施が今後必要であることが明らかとなった。

A. 研究目的

性虐待のように子どもからの聞き取りが重要となる虐待については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接」が必要であるとして、平成27年度後半から児童相談所・警察・検察の三者連携に基づく協同面接の運用が開始された。厚生労働省の「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」で実施された調

査によると、平成28～29年度の2年間で「児童相談所が参加して協同面接が実施された性虐待の件数」は482件で、厚生労働省が発表した「児童相談所における児童虐待相談対応件数」によると、同時期に「児童相談所が性的虐待として受理した件数」は3,159件であった。これを基に算出すると、児童相談所が受理した性的虐待事例のうち、協同面接が実施

されたのは約 15%ということになり、協同面接の実施は十分とは言えない。

また、虐待立証のためには専門的訓練を受けた医師による系統的全身診察も重要であるが、現時点ではごく一部の医療機関で臨床の現場に取り入れられているに過ぎない。

本研究は、医療者と児童相談所・警察・検察との連携を強化し、協同面接と系統的全身診察をルーティンワークとして実施することによって、子どもからの聞き取りと診察所見が十分な法的根拠となる体制を確立し、最終的には子ども虐待防止に資することを目的とする。

B. 研究方法

本研究は、図 1 の通り、「協同面接・性虐待と系統的全身診察および医療機関との連携に関する実態調査」「児童相談所との連携に関するアンケート調査」の 2 つの調査と、これらの調査を基にした『協同面接と系統的全身診察の手引き』の作成およびその手引きの効果判定等に基づく提言の取りまとめとその公表で構成される 3 か年研究である。

2019 年度は、以下に述べる通り、「協同面接・性虐待と系統的全身診察および医療機関との連携に関する実態調査」と「児童相談所との連携に関するアンケート調査」の 2 つの調査をおこなった。

(1) 協同面接・性虐待と系統的全身診察および医療機関との連携に関する実態調査

この実態調査には、児童相談所等の現状を把握するための調査(【所票】)、協同面接等の多機関連携調査・捜査面接や専門的面接者による司法面接(以下、協同面接等)を実施した事例の調査(【個票 1】)、児童相談所が性虐待として受理したが、協同面接等を実施しなかった事例の調査(【個票 2】)の 3 種類がある。調査票への記入を基本とするが、その回答内容に応じて、適宜、回答者にインタビュー調査を実施することにより、調査項目への回答の補足を行うものとする。

調査票は児童相談所等に郵送で配布し、レターパックにて兵庫県立尼崎総合医療センターに送付する形式とする。なお、協同面接等実施民間団体への調査項目は、下記の中から児童相談所のみに関する項目を省いて作成した。

各調査の項目は下記の通りである(別添資料参照)。なお、【個票 2】は児童相談所のみを送付した。

【所票】

- 1) 協同面接等の実施について
 - ① 調査期間中に行われた面接の件数と種別
 - ② 面接を実施するための基準の有無とその内容など
 - ③ 問題点や課題
- 2) 性虐待について
 - ① 調査期間中に関わった性虐待の経緯別案件数
 - ② 協同面接の実施に関する他機関との協議の有無とその内容など
- 3) 子どもの被害に関する医療との連携について
 - ① 児童相談所等に所属する医師の数と専門分野
 - ② 系統的全身診察の認知度
 - ③ 医療機関を受診する目的や状況(内容、受診先)
 - ④ 医療機関との連携(現状、問題点など)
- 4) 自由記載

【個票 1: 協同面接等を実施した事例】

- 1) 事例の性別と種別
- 2) 案件の発見・通告の状況(時期、種別、内容など)
- 3) 協同面接等の全経過、単独面接、司法対応と協同面接等の具体的な内容(1 回目から 4 回目まで実施回数に応じて記載)
- 4) 子どもの状況(一時保護の有無、児童相談所の関与など)
- 5) 医療機関の受診状況(時期、受診先、内容、結果、被害開示の状況)
- 6) 協同面接や医療機関との連携に関する問題点
- 7) 自由記載

【個票2:性虐待として受理したが、協同面接等を実施しなかった事例】

- 1) 事例の性別と種別
- 2) 案件の発見・通告の状況(時期、種別、内容など)
- 3) 被害事実確認面接の具体的な内容と協同面接を実施しなかった状況
- 4) 子どもの状況(一時保護の有無、児童相談所の関与など)
- 5) 医療機関の受診状況(時期、受診先、内容、結果、被害開示の状況)
- 6) 被害事実確認面接や医療機関との連携に関する問題点
- 7) 自由記載

(2) 児童相談所との連携に関するアンケート調査

児童相談所と医療機関との連携について、医療機関からの意見も聴取するため JaMSCAN 正会員を対象として、協同面接等と系統的全身診察および児童相談所との連携に関するアンケート調査を実施した。方法としては、学会事務局を通して学会のメーリングリストを用いた調査を行い、Web 上で回答を得た。

調査項目は下記の通りである(別添資料参照)

- 1) 職種、経験年数
- 2) 児童相談所の依頼を受けて関わる内容
- 3) 児童相談所通告の経験の有無と例数
- 4) 児童相談所との連携の円滑さ
- 5) 児童相談所との連携で問題となる状況
- 6) 系統的全身診察
- 7) 自由記載

(倫理面への配慮)

上述の実態調査およびアンケート調査は、兵庫県立尼崎総合医療センターの倫理審査委員会で承認を受けたうえで実施した。また、各調査の回答者に対しては、調査への回答をもって同意取得を確認した。なお、両調査とも、回答後一定期間内に同意の撤回の申し出があれば、調査対象から除外した。

C. 研究結果

(1) 協同面接・性虐待と系統的全身診察および医療機関との連携に関する実態調査

回答用紙の返送があったのは、全国の児童相談所 215 カ所のうち 114 カ所(回収率 53%)、協同面接等実施民間団体 4 カ所のうち 3 カ所(75%)であった。「協同面接等を実施した事例の調査」については、計 775 事例(1 カ所からの報告数は 0~46 事例、平均 6.7 事例)、「性虐待として受理したが、協同面接等を実施しなかった事例の調査」については、計 687 事例(1 カ所からの報告数は 0~42 事例、平均 6.7 事例)の回答が得られた。回答期限を 2020 年 4 月 30 日としたため、結果については 2020 年度に調査結果の解析を行って、次回報告する。

(2) 児童相談所との連携に関するアンケート調査

本調査の結果は、表 1~表 12 に示すが、これらの表のうち、*を付けたものは、調査項目に対して複数回答可としたため、合計数は必ずしも、総数と一致しない。

1) 職種と経験年数

JaMSCAN 正会員数は 2020 年 3 月時点で 509 名であり、2020 年 3 月 31 日までの回答者数は 137 名(回答率 27%)であった。職種別に示すと、医師は 325 名中、107 名(33%)が回答していた。以下同様に、看護師・保健師・助産師の回答者数は 116 名中 17 名(15%)、医療ソーシャルワーカーは 28 名中 6 名(21%)、その他は 40 名中 7 名(18%)であった。

また、現在の職種としての経験年数は 3~47 年(平均 23 年)で、その詳細は表1の通りである。

2) 児童相談所の依頼を受けて関わる内容

この項目のみ、回答の対象を医師 107 名とした。

① 協同面接等に関連した状況における児童相談所との関わり(表 2)

児童相談所からの依頼のうち、協同面接等に関するものは 69 名(64%)の医師が「経験なし」と回答しており、協同面接の実施(モニタールームへの同席や

実施後のレビュー)に直接関わった経験のある医師も少ないことがわかる。

② 協同面接等に関連しない状況における診察(表 3)

その一方で、多くの医師が虐待に直接関わっている(たとえば、身体的虐待では 79 名(73%))と回答しており、経験のない医師は 22 名(20%)であった。

③ 上記①②以外の状況(表 4)

それ以外でも、さまざまな状況で医師が児童相談所と関わっていることがわかる。

3) 児童相談所通告の経験の有無と例数(表 5)

医師以外の職種も含め、多くの JaMSCAN 正会員が通告に関わっており、経験がないと回答したのは 11 名(8%)であった。

4) 児童相談所との連携の円滑さ(表 6)

児童相談所との連携に関する全般的な意見としては、「とても良好～問題なし」が 77 名(56%)、「問題あり～多い」が 55 名(40%)と分かれていた。

5) 児童相談所と連携するうえで問題となる状況

① 通告に関して(表 7)

通告に関してはさまざまな問題があるが、特に通告後の対応や「経過の報告がない」という指摘が多かった。

<「その他」に記載された内容>

- ・すぐに再統合(家庭引き取り)の判断となる。
- ・児童相談所の関わりが不適切なために、医療機関に対して子どもや保護者からクレームが来る。
- ・児童相談所が警察との連携を図らず、警察通報の要否の判断や実際の通報を医療機関任せにする。
- ・予防目的の会議を開催しても、児童相談所がコーディネーターとして機能しない。
- ・職権一時保護に至る前の援助方針を医療機関と共有して協働するということがない。 など

② 協同面接等に関して(表 8)

協同面接等に関する問題は「なし」が 67 名(49%)と半分を占めていたが、その多くは、そもそも医療機

関が協同面接等で児童相談所と関わる経験がないことによるものと推定される。

<「その他」に記載された内容>

- ・起訴を前提とする事例に関しては、最初から専門的医療者との連携を duty にしていただきたい。後から関わると時間が無駄なだけでなく、具体的な子ども不利益が生じる。
- ・協同面接の前に児童相談所による被害事実確認面接や警察による事情聴取が行われているケースが多い。
- ・協同面接への参加依頼がない。
- ・協同面接の実施時期の確定が遅く、その間に子どもが親から口止めされていた。 など

③ 診察依頼を受ける状況に関して(表 9)

診察に関しても、やはり「関わりが受診時だけで、その後の経過報告がない」という問題が多く指摘されている。

<「その他」に記載された内容>

- ・診察を受けに行く理由に関する子どもへの説明が不適切である。
- ・事例の選択基準があいまいである。

④ 一時保護後の状況に関して(表 10)

一時保護後に家庭への引き取りを検討する際に、通告元への相談や報告がなく、また、事例の経過全体を関係機関で検討する機会もないことについては、半数以上の医療者が問題であると考えている。

<「その他」に記載された内容>

- ・家庭引き取り後のプランが曖昧なままに帰宅する症例がある。
- ・最終的な結果の報告がない。
- ・一時保護後の専門的な経過観察が不十分で、新たな医学的問題が発生する。 など

6) 系統的全身診察に関して

① 診察の経験の有無と例数(表 11)

系統的全身診察については、診療経験がある JaMSCAN 正会員は 39 名(28%)に過ぎなかったが、経験がなくても、研修は 49 名(36%)が受講していた。

そのうち26名は「研修は受けたが、診察をする機会がなかった」と回答しており、今後、系統的全身診察を行うための体制整備が必要である。

② 系統的全身診察の必要性(表 12)

JaMSCAN 正会員の間では、系統的全身診察の必要性が認識されており、現在のように、認定NPO法人チャイルドファーストジャパン(CFJ)等の民間団体に負担をかけるのではなく、学会主導で普及すべきであると考えている正会員が71名(52%)と多かった。

7) その他、自由記載

① 児童相談所に関して

- ・児童相談所の職員が短期間に異動になるため、事例の引き継ぎや関係性の継続で苦勞している。
- ・児童相談所職員の対応技術の未熟さを感じるが増え、個人の能力の問題だけではなく、職員の増員、体系的な研修システムの充実が必要である。
- ・児童相談所や担当者によって、対応や判断基準のばらつきに戸惑うことが多い。
- ・児童相談所を信頼して伝えた情報が勝手に広められてしまったことがある。
- ・家族の同意が得られない場合や、家庭裁判所への申立てが認められにくいと児童相談所が判断すると、最初から一時保護をしない方針を採る。
- ・心理的虐待やネグレクトが児の成長発達に及ぼす影響の深刻さに関する認識が、児童相談所と医療機関で食い違うことが多く、落胆することがある。
- ・医療機関の医学的診断を児童相談所に無視される。もしくは、「医療機関が虐待と診断しなければ保護できない」と言われる。

② 多機関との連携に関して

- ・院内で十分検討したうえで通告しても、児童相談所はその重大性を理解しない。
- ・通告した病院に対して、児童相談所から最終報告がないため、病院側で再検討・再評価ができず、病院における最終的な登録記載や医療者の教育に大きな支障がある。

- ・病院として一時保護委託を受けて入院した児でも、病院側から児童相談所に働きかけないと、関係機関とのカンファレンスにも発展しない。
- ・ケース会議や要保護児童対策協議会で児童相談所が具体的な方針を示さず、市町村にほぼ丸投げという場合がある。
- ・児童相談所・検察・警察と病院の4者連携の体制整備が、法的根拠も含めて必要である。また、各関係機関は虐待専門の部門を整備するべきである。
- ・通告後の医療機関と児童相談所や警察との情報のやりとりが十分ではないため、医療機関と患者・保護者との間のトラブルの原因になる。

③ 協同面接等に関して

- ・現段階での協同面接等はChild Firstの原則(子どもが第一の原則)に則っておらず、各機関の仕事がスムーズに遂行されることが第一目標となりがちに見える。
 - ・協同面接は、子どもの発達や虐待に対する子どもの反応、開示のプロセス、開示を妨げるブロックなどとともに、犯罪の構成要件も熟知した専門の司法面接者が実施すべきである。
 - ・協同面接や系統的全身診察は、一般診療と異なる場所や時間で丁寧に行う必要があるが、受診件数が少ないと十分な体制が組めないため、都道府県ごとに施設認定をして、そこに関係者が集まるような制度を作れるとよい。
 - ・協同面接の実施に関して警察・検察・児童相談所の意図と目的のすり合わせが不十分で、医療機関への連絡もなく、情報収集・連携が不十分である。
 - ・医療機関が協同面接に参加していないため、系統的全身診察と司法面接の位置づけや相互に役立つポイントなどが児童相談所や警察検察に理解されていない。
 - ・系統的全身診察や協同面接のプロトコールも、全国で統一したものが必要である。
- ### ④ 医療機関に関して
- ・全医療機関に経験豊富な医師を配置することは無理があるので、地域ごとに相談機関があれば、効率

的で有効な運用が可能である。

- ・小児科医でも協同面接や全身診察の必要性自体をほとんど知らず、周知が十分ではない。
- ・性虐待の診察は産婦人科医に依頼していて、医学的診断に関する経験や自信がない。

⑤ その他

- ・系統的全身診察やセカンドオピニオンも、個人的な関係に頼るのではなく、研修や認定制度を作るべきである。
- ・系統的全身診察に関しては、理論的には重要であるが、実際に子どもがどれだけ良い outcome を得られたのかわからないため、必要かどうか判断できない。

D. 考察

今回は、医療者を対象に行った「児童相談所との連携に関するアンケート調査」の結果をもとに考察を行い、現時点での対応策について提案をする。

児童相談所が医療機関と関わる状況は、主に児童虐待の事例を通してであり、一般の医療者にとっては関わる機会も経験も少ない。そのため、今回の調査は児童虐待に関心を持つ医療者が所属している JaMSCAN の正会員を対象とした。上述の通り、実際に正会員は通告や診察など、さまざまな状況で児童虐待に関わっていたが、その 40%が児童相談所との連携に問題があると回答した。

児童相談所は年々増加する児童虐待に対応できるだけの十分な人的資源に恵まれているわけではなく、そのうえで職員の資質や専門性を確保し維持していくためにもさまざまな課題がある。今回の調査でも、児童相談所の人的資源・資質に起因すると思われる問題点が多く挙げられていた。これらはむろん、重要な課題ではあるが、すぐに解決することは困難であり、5年、10年単位という中長期的視点に立って考えていくべきであろう。

今回の調査の結果を踏まえて、現段階で開始することのできる取組みを挙げることにする。

① 児童相談所と医療機関の連携を双方向性にする

医療機関と児童相談所との関係が一方通行になっており、「通告をしてもその後の報告がない」「家庭への引き取りを検討する際に、通告元の医療機関に相談もない」というのは即刻、改善すべき点である。中には、家庭引き取りにしたという連絡もなく、一時保護中と思っていた子どもと親がいきなり、通告元の医療機関を受診したという事例さえある。

通告元の医療機関に対して経過の報告や相談がないのは、「個人情報である」「多忙のため返信ができない」という理由だけではなく、そもそも「通告元に対して経過を報告する」という「文化」を持たない児童相談所があるからかもしれない。医療機関は、紹介時だけではなく、退院時などにも紹介元に経過をまとめて返信をするのが通例であるため、そのような児童相談所の対応には大きな違和感を覚えるのであろう。

また、警察とどう協力するのかについても、医療機関と児童相談所との間でさまざまな課題がある。

子どもと親を見守る連携の輪を構築するうえで、双方向性の関係は必須であり、それを有効に維持するための方法として、下記の3点を提案する。

- ・医療機関から通告を受けた事例は、一定の時期を決めて経過を報告する。
- ・家庭引き取りを考慮する場合には、通告元の医療機関も含めて、その妥当性や時期などを多機関で検討する。
- ・警察の関与が必要な場合は、迅速に三者合同の会議を開催する。

協同面接の件数も年々増加傾向にあり、児童虐待に適切な対応をするために必要な取組みであるという認識は広がってきている。しかし、医療機関の関与はまだ不十分で、JaMSCAN 正会員であっても、関わった経験のある医療者は一部に過ぎない。子どもへの負担を最小限にしながら、虐待被害の事実や内容を正確に認定するためには、子どもの診察だけではなく、協同面接前後の協議や面接観察室(モニタールーム)への同席などの点でも医療機関の関与が重要となる。現時点では児童相談所・警察・検察の三機関協議が

前提となっているため、医療者も重要な役割を果たす機関であることが三機関に認識されていないが、今後はその三機関も、医療機関を加えて「四機関連携」という視点を持つように、意識を変えていく必要がある。

② 系統的全身診察を行う医療の体制を確立する

虐待事実に関する客観的な医学的所見を得るために、医療者は適切な問診・診察の方法を知るだけでなく、系統的全身診察を行うことのできる医療者を養成し、専門性の高い医療者が勤務する医療機関を各地域に整備して、児童相談所や警察・検察との連携事案を集約していく必要がある。

なお、今回のアンケート調査のまとめは、JaMSCAN 正会員である医療者からの意見である。児童相談所との連携を評価するためには、児童相談所からの意見と併せて検討する必要がある。

E. 結論

児童虐待に適切に対応するためには、医療機関と児童相談所・警察・検察との円滑な連携が重要である。現時点では、医療機関と児童相談所の二者間でも連携上の問題があるが、まずは実現可能なことから取り組みを始めることが重要である。また、特に性虐待のように、子どもへの心理的負担に配慮しながら被害事実を立証するための手立てが必要な虐待については、関係機関が十分な役割を果たすことが求められる。協同面接や系統的全身診察はその取り組みの一つであり、量的・質的に充実させていくためには実施のための手引きを作成して、医療者も含めて関係機関に周知を図ることが重要である。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
特になし
2. 実用新案登録
特になし
3. その他
特になし

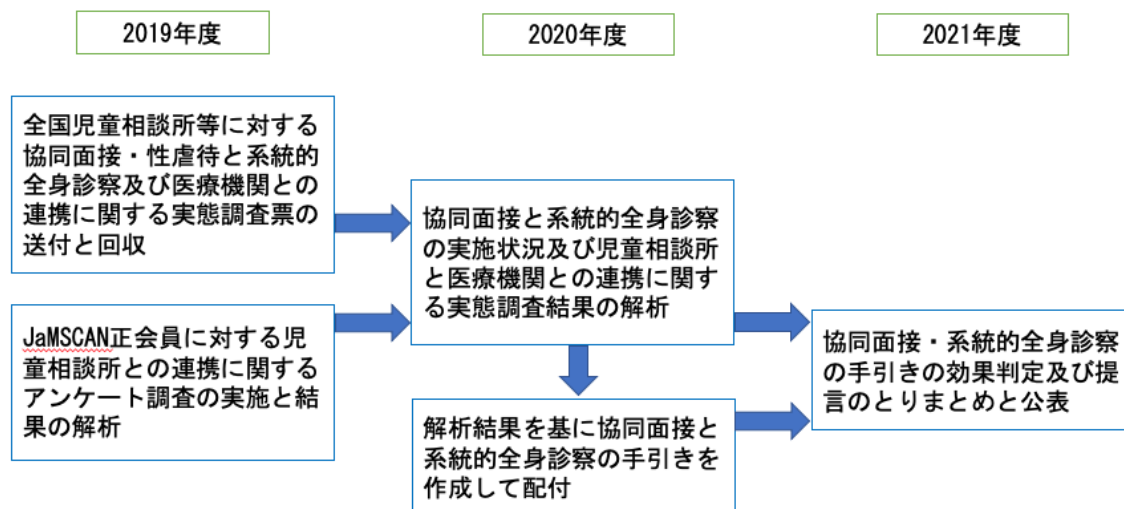


図 1. 3 か年の研究計画

経験年数(年)	～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～24	35～
回答者数(名)	5	5	19	18	33	19	19	19

表 1. 回答者の経験年数

状況	面接前後 の診察	面接実施時 の同席	面接実施後 のレビュー	その他	なし
回答者数(名)	34	9	4	8	69

表 2. 児童相談所との関わり〔協同面接等に関連した状況における関わり〕＊
(なお、表中の「面接」とは「協同面接等」を指し、＊は複数回答可の調査項目を意味する。)

状況	性虐待	身体的 虐待	ネグレ クト	心理的 虐待	精神・ 心理面	その他	なし
回答者数(名)	40	79	73	52	39	5	22

表 3. 児童相談所との関わり〔協同面接等に関連しない状況における診察〕＊

状況	診断書 等作成	写真等 の相談	死亡事 例検証	事後検 証会議	家庭 復帰等	裁判所 申立等	その他	なし
回答者数(名)	70	44	22	22	35	20	8	26

表 4. 児童相談所との関わり〔表 2, 表 3 以外の状況〕＊

経験例数(例)	0	1～4	5～9	10～49	50～
回答者数(名)	11	28	19	50	29

表 5. 児童相談所への通告に関わった経験の有無と例数

状況	とても良好	良好	問題なし	問題あり	問題多い	経験なし
回答者数(名)	9	33	35	38	17	5

表 6. 児童相談所との連携の円滑さ(5段階評価)

状況	通告の判断	通告の受理	通告後不十分	通告後過剰	事後報告なし	その他	なし
回答者数(名)	34	35	76	18	69	20	19

表 7. 児童相談所と連携するうえで問題となる状況〔通告に関して〕*

状況	実施予定不明	事前情報不足	面接同席不可	診察が面接前	事後報告なし	その他	なし
回答者数(名)	31	10	19	13	27	24	67

表 8. 児童相談所と連携するうえで問題となる状況〔協同面接等に関して〕*

状況	基準が厳しい	基準が緩い	時間に無配慮	事後報告なし	その他	なし
回答者数(名)	7	6	16	51	23	63

表 9. 児童相談所と連携するうえで問題となる状況〔診察依頼を受ける状況に関して〕*

状況	家庭復帰の相談がない	家庭復帰の報告がない	事後検討の機会がない	その他	なし
回答者数(名)	82	72	74	18	23

表 10. 児童相談所と連携するうえで問題となる状況〔一時保護後の状況に関して〕*

状況	診察の経験あり				診察の経験なし	
経験例数	1～4	5～9	10～49	50～	研修受講歴あり	研修受講歴なし
回答者数(名)	10	6	18	5	49	49

表 11. 系統的全身診察の経験の有無と例数

状況	必要		不明	不要	その他	無回答
	学会主導で普及	CFJ 主導で普及				
回答者数(名)	71	8	3	0	6	49

表 12. 系統的全身診察の必要性

5) 児童相談所との連携で問題となる状況をお教えてください。

① 通告に関して (複数選択可)

- a. 通告の必要性や通告先の選択についての判断に迷う
- b. 通告の内容が正確に伝わらない
- c. 通告後の対応が不十分で、子どもの安全が脅かされる可能性がある
- d. 通告後の対応が過剰で、その後の子どもや保護者との関わりに困る
- e. 通告後の経過の報告がない
- f. その他 ()
- z. なし

② 協同面接等に関して (複数選択可)

- a. 協同面接等の実施予定がわからないため、問診や診察の方法について迷う
- b. 実施された協同面接等に関して、診察前に伝えられる情報が不十分である
- c. 協同面接等の実施時に観察室 (モニタールーム) への同席ができない
- d. 十分な理由がないのに、協同面接の前に診察を行うことになる
- e. 協同面接等を行った後の経過の報告がない
- f. その他 ()
- z. なし

③ 診察依頼を受ける状況に関して (複数選択可)

- a. 事例の選択基準が厳しすぎる
- b. 事例の選択基準が緩すぎる
- c. 受診の時間帯に関する配慮がない
- d. 診察後の経過の報告がない
- e. その他 ()
- z. なし

④ 一時保護後の状況に関して (複数選択可)

- a. 家庭復帰の是非についての相談がない
- b. 家庭復帰となったことについての報告がない
- c. 事例の振り返りがなく、事後の検討をしていないため、同じような問題が生じる
- d. その他 ()
- z. なし

6) 系統的全身診察について、お教えてください。

① 系統的全身診察に関する研修の受講の有無や実施した経験についてお教えてください。

- 1. 系統的全身診察の経験がある → ③へお進みください。
(11. 50例以上 12. 10~49例 13. 5~9例 14. 1~4例)
- 2. 研修を受けたことはあるが、診察の経験はない → ②へお進みください。
- 3. 用語は知っているが、研修を受けたことはない → ③へお進みください。
- 4. 用語は聞いたことがない → ③へお進みください。

② 診察をしたご経験がない理由をお教えてください。

1. 他の医師が担当しているため
2. 医師ではないため
3. 研修は受けたが、診察をする機会がなかったため
4. 研修を受けたが、診察をする自信がないため
5. その他 ()

③ 系統的全身診察について、どのようにお考えでしょうか。

1. ぜひ必要であり、BEAMS と同様に JaMSCAN が主体となって広めていくのがよい
2. 必要であるが、今のように ChildFirstJapan の活動として広めていくのがよい
3. 必要かどうかわからない
4. 必要とは思わない
5. その他 ()

7) 自由記載

児童相談所との連携や協同面接等の実施、系統的全身診察などについて、ご意見やご感想があれば自由にご記入ください。

ご協力をいただき、どうもありがとうございました。

児童相談所へのアンケート調査

調査の趣旨とご協力のお願い

今回、厚生労働省研究班として協同面接に関する実態調査を全国の児童相談所と協同面接実施民間団体（以下、児童相談所等）を対象として行うこととなりました。平成 27 年 10 月の通知以後、協同面接の実施件数は次第に多くなっていますが、それに伴って実施状況や内容についての地域差、件数の増加に伴う面接者の不足などの問題が生じてきています。また虐待事実の立証のためにも系統的全身診察は重要な役割を担っていますが、医療側での取り組みは始まったところで、この点についても医療との連携が今後の課題です。さらに性虐待については、医学的診察で虐待の身体所見が明らかになるのは数%に過ぎず、子どもの証言の聴取が重要ですが、平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月に児童相談所が受理した性的虐待の事例のうち協同面接が実施されたのは約 15%とされています。

今回の調査によって協同面接に関する問題点を明らかにし、「協同面接と系統的全身診察の実施の手引き」を作成することが、この研究班の目的です。性虐待については、協同面接に至らなかった理由を明らかにすることも、今後適切な対応を行う上で重要となります。日々の多忙な業務の中で過去にさかのぼって調査票に回答することは、大きな負担になることと思います。しかし貴児童相談所での状況を教えていただくことができれば、上記の目的を達するためのたいへん貴重な情報となります。ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の調査は最初の通告受理機関が児童相談所であった事例だけではなく、子どもが第三者からの被害を受けた場合や事件の目撃者になった場合などで、警察・検察から情報提供があった事例も対象としてください。担当者の異動などで詳細がわからない場合には「不明」に印を付けてください。また今回の調査票における用語の定義については、次ページに記載していますのでご参照ください。

今回の調査にご協力をいただける場合には、調査票にご記入の上で下記までお送りください。調査票のご返送をもって、調査へのご同意をいただいたことといたします。

研究分担者 兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科 毎原 敏郎
〒665-0021 兵庫県尼崎市東難波町 2-17-77
E-mail : maihara@hp.pref.hyogo.jp
Tel : 06-6480-7000 Fax : 06-6480-7001

用語の定義：今回の調査では、以下のように用語を定義します。

【協同面接・協同面接等】 協同面接とは、平成27年10月28日に発出された通知の「子どもの心理的負担等に配慮した」3機関による面接を指します。「司法面接」「代表者による聴取」も同義と扱ってください。今回は、児童相談所と警察、ないし児童相談所と検察の2機関で行われた面接も調査の対象として「協同面接等」と呼ぶこととします。なお、児童相談所が単独で行う面接は「被害事実確認面接」として区別しています。

【性虐待】 児童虐待防止法では「親権者・児童を現に監護するものによる」と定義されていますが、この調査では、加害者（家族、親族、同居人きょうだい、第三者など）や被害を受けた場所（家庭内、家庭外）を特定せずに子どもの被害を把握するために、特に性に関する被害については「性的虐待」と「家庭内・外の性暴力被害」を総括して「性虐待」という用語を使用しています。

【MDT (Multidisciplinary Team: 多機関連携チーム)】 多職種で構成される支援チームのことで、今回の調査では福祉、司法、医療などがそのメンバーとなります。

【系統的全身診察】 性虐待・身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待や種々の暴力の被害を受けたことが疑われる子どもに対して、子どもの心理状態に配慮した問診を含め、外性器・肛門だけではなく全身を診察する方法で、研修を受けた医師が行うものを指します。

【心理的ネグレクト】 被害に遭った子どもに対する心理的サポートを行わない状態を指すこととします。

調査票記入日	令和 2 年 () 月 () 日
貴児童相談所所在地	() 都・道・府・県 () 市・区
貴児童相談所名	()
ご連絡先	メールアドレス : _____@_____
	電話番号 : () - () - ()
担当者のご氏名	()

回答は () 内に記入するか、該当する選択肢の記号を○で囲んでください。
 選択肢の 1, 2, 3…はその中から 1 つを選ぶもの、a, b, c…は複数選択可のものです。

1) 貴児童相談所が関与された協同面接等

1-1) 協同面接等の実施件数

平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(平成 27 年度下半期～平成 30 年度)の期間に行われた協同面接等の実施件数を、種別に分けてお教えてください。

1 事例に関して複数の案件(加害者や発生時期、虐待の種別が異なる、など)があった場合には、別の案件として数えてください。同一の案件(加害者や発生時期、虐待の種別が同じ)に関して行われた一連の協同面接等は、複数回であっても 1 件として数えてください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 性的虐待 () 件 | ② ①以外の性虐待 () 件 |
| ③ 身体的虐待 () 件 | ④ ネグレクト () 件 |
| ⑤ 心理的虐待 () 件 | ⑥ その他 () 件 |

1-2) 協同面接等を実施するための基準

貴児童相談所には面接の実施基準(警察・検察との協議の開催基準を含む)はあるでしょうか。

1. 基準があり、それに基づいて判断している → 1-2-1)にお進みください。
2. 基準はなく、事例毎に検討している → 1-2-2)にお進みください。
3. 実施の判断については関与していない → 1-3)にお進みください。

1-2-1) 実施基準がある場合

① 基準の制定時期 1. 平成 () 年 () 月 99. 不明

② 実施基準について、貴児童相談所としてはどのようにお考えでしょうか。

1. 適切に定められており、特に問題はない
2. 基準が厳しすぎて、必要な事例に実施できないこともある
3. 基準が漠然としていて、最終的には現場での判断となる
4. 基準が緩すぎて、必要のない事例にも実施するためマンパワーが不足する
5. その他 ()

③ この調査のためにその実施基準を提供していただくことは可能でしょうか。

1. できる (11. この調査票に添付 12. 依頼状が必要) 2. できない 3. 要検討
- この後は 1-3)にお進みください。

1-2-2) 実施基準がない場合

① 協同面接等の実施の要否を決める方法をお教えてください。

1. 児童相談所、警察、検察の三者で検討して決定する
2. 警察と検察との間で検討して決定する
3. その他 ()

② 実施基準はある方がよいとお考えでしょうか。

1. ある方がよい (11. 現在作成中 12. 作成の予定あり 13. 作成の予定なし)
2. なくてもよい (現在の方法で困っていない、など)
3. ない方がよい (基準があると柔軟に対応できない、など)
4. その他 ()

1-3) 協同面接等の問題点や課題 該当するものがあれば印を付けてください。(複数選択可)

- a. 実施に関する連絡が遅く、児童相談所単独での面接が必要かどうか迷うことがある
- b. 実施に関する連絡が遅く、その理由についての説明もないため困ることがある
- c. 面接者の経験不足などのため、適切な面接ではないことが多い
- d. 面接が事件化の判断を目的とするあまり、子どもへの福祉的配慮に欠ける
- e. 面接をする場合の、子どもへの動機付けや説明が難しい
- f. その他 ()

2) 貴児童相談所が関わった性虐待の案件

2-1) 性虐待の案件数

平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(平成 27 年度下半期～平成 30 年度)の期間に、性虐待として関わった案件の数についてお教えてください。

1 事例に関して複数の案件(加害者や発生時期が異なる、など)があった場合には、別の案件として数えてください。

- ① 貴児童相談所が性虐待として最初の通告を受理した児童相談所であった () 件
- ② 性虐待として他の児童相談所から移管となった () 件
- ③ 他の虐待として貴児童相談所が関わる間に性虐待の存在が判明した () 件

2-2) 性虐待の事例で、協同面接の実施の要否に関する協議に参加する割合

1. 原則として全例
2. 70-90%
3. 30-70%
4. 10-30%
5. 参加しない

2-3) 協同面接実施の要否の判断に関する児童相談所としての印象 (複数回答可)

- a. 実施しないという判断は妥当であることが多い
- b. 実施するかどうかの最終的な連絡までに時間を要し、その間の対応に困る
- c. 実施しないという判断に至った経緯の説明がなく、結論しか連絡がない
- d. 実施しないという判断は不適切であると考えることが多い
- e. その他 ()

2-4) 協同面接の非実施の場合に、その理由として想定されるもの (複数回答可)

- a. 事件化が困難であると検察が判断した
- b. 子どもの言語能力、精神状態から面接が困難と判断した
- c. その他 ()

2-5) 協同面接の非実施の場合に、児童相談所として被害事実確認面接を実施する割合

- 1. 原則として全例
- 2. 70-90%
- 3. 30-70%
- 4. 10-30%
- 5. 行わない

2-6) 被害事実確認面接を実施しない場合の理由 (複数回答可)

- a. 子どもの言語能力、精神状態から面接が困難と判断した
- b. その他 ()

3) 子どもの被害に関する医療との連携

3-1) 貴児童相談所内の医師の所属

- 1. あり
 - a. 正規 () 人、専門分野 ()
 - (複数選択可) b. 非正規 () 人、専門分野 ()
 - c. 嘱託 () 人、専門分野 ()
- 2. なし (21. 採用予定あり 22. 採用予定なし 23. 採用は未定)

3-2) 系統的全身診察という診察方法の存在

- 1. 聞いたことがあり、連携している医療機関で行っている
- 2. 聞いたことはあるが、連携している医療機関で行っているかどうかは不明
- 3. 聞いたことがない

3-3) 協同面接等に関連した医療との連携

① 貴児童相談所での連携の状況 「5. 行わない」の場合は3-4)にお進みください。

- 1. 原則として全例
- 2. 70-90%
- 3. 30-70%
- 4. 10-30%
- 5. 行わない

② 連携の目的 a. 診察 (a1. 系統的全身診察 a2. 系統的全身診察以外の診察)

- (複数選択可) b. 協同面接等の実施時の観察室 (モニタールーム) への同席
- c. 実施した協同面接等のレビュー
- d. その他 ()

③ 連携先の機関 a. 大学・大学病院 b. 総合病院 c. 小児専門病院 d. 単科病院

- (複数選択可) e. 診療所 f. 児童相談所内 g. その他 ()

差し支えがなければ、医療機関名をご記入ください

()

④ 専門の診療科 a. 小児科 b. 内科 c. 産婦人科 d. 小児外科 e. 外科 f. 泌尿器科

- (複数選択可) g. 児童精神科 h. 精神科 i. 法医学 j. その他 ()

3-4) 協同面接等に関連しない医療機関への受診

(本人が受診しない場合や児童相談所の医師の診察を除く)

3-9) 医療機関との連携について、工夫されている点 (複数回答可)

- a. 定期的に会議を開いて、「顔の見える」関係を作るようにしている
- b. 通告・連絡を受けた子どもについては、その後の処遇や状況を報告している
- c. その他 ()

4) 自由記載

協同面接等の実施や性虐待への対応、医療機関との連携、系統的全身診察などについて、ご意見や感想があれば自由にご記入ください。

ご協力をいただき、どうもありがとうございました。

協同面接等を実施した事例（児童相談所）

調査の趣旨とご協力のお願い

今回、厚生労働省研究班として協同面接に関する実態調査を全国の児童相談所と協同面接実施民間団体（以下、児童相談所等）を対象として行うこととなりました。平成 27 年 10 月の通知以後、協同面接の実施件数は次第に多くなっていますが、それに伴って実施状況や内容についての地域差、件数の増加に伴う面接者の不足などの問題が生じてきています。また虐待事実の立証のためにも系統的全身診察は重要な役割を担っていますが、医療側での取り組みはようやく始まったところで、この点についても医療との連携が今後の課題です。

今回の調査によって協同面接に関する問題点を明らかにし、「協同面接と系統的全身診察の実施の手引き」を作成することが、この研究班の目的です。日々の多忙な業務の中で過去にさかのぼって調査票に回答することは、現場の方にとって大きな負担になることと思います。しかし貴児童相談所でのご経験を教えていただくことができれば、上記の目的を達するためのたいへん貴重な情報となります。ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

調査票へのご記入に当たっては、下記の点にご留意をお願いいたします。また今回の調査票における用語の定義については、次ページに記載していますのでご参照ください。

- ・調査期間は平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（平成 27 年度下半期～平成 30 年度）の 3 年 6 ヶ月間です。
- ・今回の調査は最初の通告受理機関が児童相談所であった事例だけではなく、子どもが第三者からの被害を受けた場合や事件の目撃者になった場合などで、警察・検察から情報提供があった事例も対象としてください。
- ・1 事例に関して複数の案件（加害者や発生時期、虐待の種別が異なる、など）があった場合には、各案件について 1 枚の調査票を作成してください。
- ・担当者の異動などで詳細がわからない場合には「不明」に印を付けてください。
- ・不足する場合は、お手数ですが下記の URL からダウンロードをお願いいたします。

<https://tinyurl.com/vwrgoft>

今回の調査にご協力をいただける場合には、調査票にご記入の上で下記までお送りください。調査票のご返送をもって、調査へのご同意をいただいたことといたします。

研究分担者 兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科 毎原 敏郎
〒665-0021 兵庫県尼崎市東難波町 2-17-77
E-mail : maihara@hp.pref.hyogo.jp
Tel : 06-6480-7000 Fax : 06-6480-7001

用語の定義：今回の調査では、以下のように用語を定義します。

【協同面接・協同面接等】 協同面接とは、平成27年10月28日に発出された通知の「子どもの心理的負担等に配慮した」3機関による面接を指します。「司法面接」「代表者による聴取」も同義と扱ってください。今回は、児童相談所と警察、ないし児童相談所と検察の2機関で行われた面接も調査の対象として「協同面接等」と呼ぶこととします。なお、児童相談所が単独で行う面接は「被害事実確認面接」として区別しています。

【性虐待】 児童虐待防止法では「親権者・児童を現に監護するものによる」と定義されていますが、この調査では、加害者（家族、親族、同居人きょうだい、第三者など）や被害を受けた場所（家庭内、家庭外）を特定せずに子どもの被害を把握するために、特に性に関する被害については「性的虐待」と「家庭内・外の性暴力被害」を総括して「性虐待」という用語を使用しています。

【MDT (Multidisciplinary Team: 多機関連携チーム)】 多職種で構成される支援チームのことで、今回の調査では福祉、司法、医療などがそのメンバーとなります。

【系統的全身診察】 性虐待・身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待や種々の暴力の被害を受けたことが疑われる子どもに対して、子どもの心理状態に配慮した問診を含め、外性器・肛門だけではなく全身を診察する方法で、研修を受けた医師が行うものを指します。

【心理的ネグレクト】 被害に遭った子どもに対する心理的サポートを行わない状態を指すこととします。

また、子どもの被害に関する項目については、下記の要領でその内容をご記入ください。

加害者 (A1~H2) と内容 (ア~コ) をペアにして、(*) に記号でご記入ください。				
例) 実母がパートナー(男性)からの性虐待を容認していた場合、母は「ネグレクト:子どもが受けた被害の無視・容認・放置」、パートナーは「性虐待」であるため、(B1*ウ)(A3*ア)となります。				
[加害者] A1: 実父	A2: 継父・養父	<u>母のパートナー</u>	A3: 男性	A4: 女性
B1: 実母	B2: 継母・養母	<u>父のパートナー</u>	B3: 男性	B4: 女性
C1: 実兄	C2: 異父兄	C3: 異母兄	C4: 血縁のない兄	
D1: 実姉	D2: 異父姉	D3: 異母姉	D4: 血縁のない姉	
E1: 実弟	E2: 異父弟	E3: 異母弟	E4: 血縁のない弟	
F1: 実妹	F2: 異父妹	F3: 異母妹	F4: 血縁のない妹	
<u>他の親族</u>	G1: 同居(男性)	G2: 同居(女性)	G3: 別居(男性)	G4: 別居(女性)
<u>第三者</u>	H1: 特定(男性)	H2: 特定(女性)	H3: 未特定(男性)	H4: 未特定(女性)
[内容] ア: 性虐待		イ: 身体的虐待		
ウ: 子どもの被害の無視・容認・放置		エ: 心理的ネグレクト		
オ: その他のネグレクト				
カ: 面前 DV の目撃		キ: 面前 DV の目撃以外の心理的虐待		
ク: その他				

貴児童相談所での通し番号 (-)

調査票記入日	令和 2 年 () 月 () 日
貴児童相談所所在地	() 都・道・府・県 () 市・区
貴児童相談所名	()
ご連絡先 メールアドレス :	_____ @ _____
電話番号 :	() - () - ()
担当者のご氏名	()

回答は () 内に記入するか、該当する選択肢の記号を○で囲んでください。
選択肢の 1, 2, 3…はその中から 1 つを選ぶもの、a, b, c…は複数選択可のものです。

1) 協同面接等を実施した当該事例の性別と実施案件としての種別

- ① 性別 1. 男 2. 女
- ② 案件の種別 1. 性的虐待 2. 「1」以外の性虐待 3. 「1」「2」以外の虐待
4. 事件の目撃 5. その他 ()

2) 当該案件についての発見・通告の概要

面接の目的が「事件の目撃」など、被害と無関係の場合には、「98. 非該当」としてください。

- ① 被害が始まった時点の年齢 () 歳 () カ月 98. 非該当 99. 不明
- ② 被害が終わった時点の年齢 () 歳 () カ月 98. 非該当 99. 不明
- ③ 被害が発覚した時点の年齢 () 歳 () カ月 98. 非該当 99. 不明
- ④ 発覚時の状況 1. 自発的開示 (子どもが自ら進んで周囲の大人に開示)
2. 偶発的開示 (虐待を疑った人からの質問を受けて子どもが開示)
3. 子どもからの開示なし 98. 非該当 99. 不明
- ⑤、⑥については、最初に受理した児童相談所での年齢と状況をご記入ください。
- ⑤ 児童相談所の受理時点の年齢 () 歳 () カ月 98. 非該当 99. 不明
- ⑥ 児童相談所の受理時点での被害内容 記載要領は 2 ページの枠内を参照してください。
- 加害者 * 内容 (*) (*) (*) (*)
- 「ク：その他」の内容 () 98. 非該当
- ⑦ 貴児童相談所の関わりを開始年月日と経緯 平成 () 年 () 月 () 日
1. 最初の受理機関として 2. () 児童相談所からの移管ケースとして
- ⑧ 案件の概要 (被害の内容や通告の経路などについて、差し支えない範囲でご記入ください)

--

3) 協同面接等の実施と経過

3-1) 協同面接等・単独面接の全経過と司法対応

3-1-1) 協同面接等の総実施回数

- ① 一連の案件（加害者や発生時期、虐待の種別が同じ）に対して
計（ ）回 99. 不明
- ② 複数回の協同面接等が必要となった理由（下記の注を参考にしてください）
- 1) 2回目 1. 前回非開示 2. 前回部分開示 3. 新被害判明
4. その他（ ） 99. 不明
- 2) 3回目 1. 前回非開示 2. 前回部分開示 3. 新被害判明
4. その他（ ） 99. 不明
- 3) 4回目 1. 前回非開示 2. 前回部分開示 3. 新被害判明
4. その他（ ） 99. 不明

注) 前回非開示： 前回の面接では被害内容を全く開示しなかった

前回部分開示： 前は一部開示したが、非開示の部分について聴取が必要となった

新被害判明： 同一の加害者から同時期に受けた被害が、前回の面接以後に新たに判明した

3-1-2) 単独での面接の状況

初回の協同面接等の実施前に行われた児童相談所、警察の単独での面接・聴取

- ① 児童相談所 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- ② 警察 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- (「あり」だが回数不明の場合は「1」に○を付けて()内は空欄にしてください。以下も同様です。)

初回の協同面接等の実施後に行われた児童相談所、警察、検察の単独での面接・聴取

- ③ 児童相談所 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- ④ 警察 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- ⑤ 検察 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明

3-1-3) 司法対応（調査票の回答時点での状況をお分かりになる範囲でご記入ください）

- ① 警察 1. 検察官送致 2. 微罪処分 3. 家庭裁判所送致 99. 不明
- ② 検察 1. 起訴準備中 2. 起訴中
3. 不起訴 (31. 嫌疑なし 32. 嫌疑不十分 33. 起訴猶予) 99. 不明
- ③ 地裁 1. 公判審理中 2. 判決 (21. 無罪 22. 懲役 () 年 23. 執行猶予) 99. 不明
- ④ 高裁 1. 公判審理中 2. 判決 (21. 無罪 22. 懲役 () 年 23. 執行猶予) 99. 不明
- ⑤ 子どもの裁判への出廷 1. あり () 回 2. なし 99. 不明

3-2) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 1回目

3-2-1) 参加した児童相談所等

1. 貴児童相談所 2. () 児童相談所 3. その他 ()

このページの以下の項目は、貴児童相談所が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-2-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-2-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気付きの点があればご記入ください。

3-3) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 2回目

3-3-1) 参加した児童相談所等

1. 貴児童相談所 2. () 児童相談所 3. その他 () 4. 実施せず

このページの以下の項目は、貴児童相談所が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-3-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-3-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

3-4) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 3回目

3-4-1) 参加した児童相談所等

1. 貴児童相談所 2. () 児童相談所 3. その他 () 4. 実施せず

このページの以下の項目は、貴児童相談所が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-4-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-4-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

3-5) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 4回目

3-5-1) 参加した児童相談所等

1. 貴児童相談所 2. () 児童相談所 3. その他 () 4. 実施せず

このページの以下の項目は、貴児童相談所が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-5-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-5-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

4) 子どもの状況 (調査票の回答時点での状況をお分かりになる範囲でご記入ください)

4-1) 児童相談所との関係

① 経過中の一時保護とその状況・理由

1. あり (11. 同意 12. 職権 13. 同意→職権 14. 職権→同意) 2. なし 99. 不明

② 児童相談所の関与

1. 指導中 (11. 児童福祉司指導 12. 継続指導) 2. 調査継続中 3. 中断

4. 他の児童相談所へ移管 移管先 () 児童相談所

移管年月日 平成 () 年 () 月 () 日

5. 終結 (市区町村への移管 51. あり 52. なし) 99. 不明

③ 子どもの所在 (終結している場合には終結時での所在)

1. 自宅 (加害者とは 11. 同居 12. 別居) 2. 親族宅等 3. 児童福祉施設

4. 里親・養親宅 5. その他 () 99. 不明

4-2) 協同面接等や被害などに関する状況 5段階で評価して番号に○をつけてください。

① 加害者に対する処罰感情 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

② 面接前の不安・恐怖 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

③ 開示についての心構え 積極的・意欲的 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 消極的 不明 0

④ 面接での開示への感想 肯定的 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 否定的 不明/非開示 0

⑤ 面接に対する感想 受けてよかった 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 受けない方がよかった 不明 0

⑥ 知的障害・発達障害の影響 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

4-3) 心理・社会的状況

PTSD、抑うつ、自傷行為、不登校、性化行動、触法行為など、子どもの状況で気になることや治療的な対応 (TF-CBT, EMDR など) について、ご存知のことがあればご記入ください。(終結している場合は終結時の状況)

5) 医療機関の受診状況 (本人が受診しない場合や児童相談所の勤務医・嘱託医の診察を除く)

受診した医療機関と診療科をペアにして、下の (*) に記号で記入してください。

医療機関： ア：大学・大学病院 イ：総合病院 ウ：小児専門病院 エ：単科病院
オ：診療所 カ：その他

診療科： 1：小児科 2：内科 3：産婦人科 4：小児外科 5：外科
6：泌尿器科 7：児童精神科 8：精神科 9：法医学 10：その他

5-1) 協同面接等と無関係の受診

- ① 受診歴 1. あり 医療機関 * 診療科 (*)(*)(*)
2. なし 99. 不明
- ② 内容 a. 問診 b. 被害部位の診察 c. 被害部位も含め全身診察 d. 精神・心理面
(複数選択可) e. その他 () 99. 不明
- ③ 結果 1. 被害と関連する身体・検査・画像上の所見あり
受診前の情報に比べて被害の程度は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する所見なし 3. 協力が得られず診察不能 99. 不明
- ④ 開示 1. 被害に関する開示あり
受診前の情報に比べて開示の内容は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する開示なし 99. 不明

5-2) 協同面接等と関連した受診

- ① 受診歴 1. 受診あり 受診年月日：平成 () 年 () 月 () 日
医療機関 * 診療科 (*)(*)
医療機関名 (差し支えがなければご記入ください)
()
2. 受診なし 99. 不明
- ② 受診が協同面接等の実施前となった場合は、その理由について
(複数選択可) a. 緊急性 b. 診療上の必要性 c. 証拠採取
d. その他 () z. 不明
- ③ 内容 a. 問診 b. 被害部位の診察 c. 被害部位も含め全身診察 d. 精神・心理面
(複数選択可) e. 系統的全身診察 f. その他 () z. 不明
- ④ 結果 1. 被害と関連する身体・検査・画像上の所見あり
受診前の情報に比べて被害の程度は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する所見なし 3. 協力が得られず診察不能 99. 不明
- ⑤ 開示 1. 被害に関する開示あり
受診前の情報に比べて開示の内容は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する開示なし 99. 不明

6) 協同面接等や医療機関との連携に関する問題点

該当するものがあれば記号に○をつけてください。(複数選択可)

- a. 面接を受ける意義や目的について、子どもにどう説明するかが困った
- b. 面接の手技が不十分で、誘導があった/開示が得られなかった
- c. 面接の手技が不十分で、子どもの心理的負担への配慮が不足していた
- d. 医療機関からの協力が得られず、医学的な所見や見解が不十分であった
- e. 面接の実施/非実施や実施の時期について、事前の協議や連絡が不十分であった
- f. その他 ()

7) 自由記載

協同面接等の実施や医療機関との連携、系統的全身診察などについて、ご意見やご感想があれば自由にご記入ください。

ご協力をいただき、どうもありがとうございました。

性虐待で協同面接等を実施しなかった事例

調査の趣旨とご協力のお願い

今回、厚生労働省研究班として協同面接に関する実態調査を全国の児童相談所と協同面接実施民間団体（以下、児童相談所等）を対象として行うこととなりました。平成 27 年 10 月の通知以後、協同面接の実施件数は次第に多くなっていますが、実施状況についての地域差が生じてきています。特に性虐待については、医学的診察で虐待の身体所見が明らかになるのは数%に過ぎず、子どもの証言の聴取が重要ですが、平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月に児童相談所が受理した性的虐待の事例のうち協同面接が実施されたのは約 15%とされています。

今回の調査によって協同面接に関する問題点を明らかにし、「協同面接と系統的全身診察の実施の手引き」を作成することが、この研究班の目的です。性虐待については、協同面接に至らなかった理由を明らかにすることも、今後適切な対応を行う上で重要となります。日々の多忙な業務の中で過去にさかのぼって調査票に回答することは、現場の方にとって大きな負担になることと思います。しかし貴児童相談所でのご経験を教えていただくことができれば、上記の目的を達するためのたいへん貴重な情報となります。ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

調査票へのご記入に当たっては、下記の点にご留意をお願いいたします。また今回の調査票における用語の定義については、次ページに記載していますのでご参照ください。

- ・ 調査期間は平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(平成 27 年度下半期～平成 30 年度)の 3 年 6 ヶ月間です。
- ・ 今回の調査は最初の通告受理機関が児童相談所であった事例だけではなく、第三者からの被害を受けた場合などで、警察・検察から情報提供があった事例も対象としてください。
- ・ 1 事例に関して複数の案件（加害者や発生時期が異なる、など）があった場合には、各案件について 1 枚の調査票を作成してください。
- ・ 担当者の異動などで詳細がわからない場合には「不明」に印を付けてください。
- ・ 不足する場合は、お手数ですが下記の URL からダウンロードをお願いいたします。

<https://tinyurl.com/uexontm>

今回の調査にご協力をいただける場合には、調査票にご記入の上で下記までお送りください。調査票のご返送をもって、調査へのご同意をいただいたことといたします。

研究分担者 兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科 毎原 敏郎
〒665-0021 兵庫県尼崎市東難波町 2-17-77
E-mail : maihara@hp.pref.hyogo.jp
Tel : 06-6480-7000 Fax : 06-6480-7001

用語の定義：今回の調査では、以下のように用語を定義します。

【協同面接・協同面接等】 協同面接とは、平成 27 年 10 月 28 日に発出された通知の「子どもの心理的負担等に配慮した」3 機関による面接を指します。「司法面接」「代表者による聴取」も同義と扱ってください。今回は、児童相談所と警察、ないし児童相談所と検察の 2 機関で行われた面接も調査の対象として「協同面接等」と呼ぶこととします。なお、児童相談所が単独で行う面接は「被害事実確認面接」として区別しています。

【性虐待】 児童虐待防止法では「親権者・児童を現に監護するものによる」と定義されていますが、この調査では、加害者（家族、親族、同居人きょうだい、第三者など）や被害を受けた場所（家庭内、家庭外）を特定せずに子どもの被害を把握するために、特に性に関する被害については「性的虐待」と「家庭内・外の性暴力被害」を総括して「性虐待」という用語を使用しています。

【MDT (Multidisciplinary Team: 多機関連携チーム)】 多職種で構成される支援チームのことで、今回の調査では福祉、司法、医療などがそのメンバーとなります。

【系統的全身診察】 性虐待・身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待や種々の暴力の被害を受けたことが疑われる子どもに対して、子どもの心理状態に配慮した問診を含め、外性器・肛門だけではなく全身を診察する方法で、研修を受けた医師が行うものを指します。

【心理的ネグレクト】 被害に遭った子どもに対する心理的サポートを行わない状態を指すこととします。

また、子どもの被害に関する項目については、下記の要領でその内容をご記入ください。

加害者 (A1~H2) と内容 (ア~コ) をペアにして、(*) に記号でご記入ください。					
例) 実母がパートナー(男性)からの性虐待を容認していた場合、母は「ネグレクト:子どもが受けた被害の無視・容認・放置」、パートナーは「性虐待」であるため、(B1*ウ)(A3*ア)となります。					
[加害者]	A1: 実父	A2: 継父・養父	<u>母のパートナー</u>	A3: 男性	A4: 女性
	B1: 実母	B2: 継母・養母	<u>父のパートナー</u>	B3: 男性	B4: 女性
	C1: 実兄	C2: 異父兄	C3: 異母兄	C4: 血縁のない兄	
	D1: 実姉	D2: 異父姉	D3: 異母姉	D4: 血縁のない姉	
	E1: 実弟	E2: 異父弟	E3: 異母弟	E4: 血縁のない弟	
	F1: 実妹	F2: 異父妹	F3: 異母妹	F4: 血縁のない妹	
	<u>他の親族</u>	G1: 同居(男性)	G2: 同居(女性)	G3: 別居(男性)	G4: 別居(女性)
	<u>第三者</u>	H1: 特定(男性)	H2: 特定(女性)	H3: 未特定(男性)	H4: 未特定(女性)
[内容]	ア: 性虐待		イ: 身体的虐待		
	ウ: 子どもの被害の無視・容認・放置		エ: 心理的ネグレクト		
	オ: その他のネグレクト				
	カ: 面前 DV の目撃		キ: 面前 DV の目撃以外の心理的虐待		
	ク: その他				

貴児童相談所での通し番号 (-)

調査票記入日	令和 2 年 () 月 () 日
貴児童相談所所在地	() 都・道・府・県 () 市・区
貴児童相談所名	()
ご連絡先 メールアドレス:	_____ @ _____
電話番号:	() - () - ()
担当者のご氏名	()

回答は () 内に記入するか、該当する選択肢の記号を○で囲んでください。
選択肢の 1, 2, 3…はその中から 1 つを選ぶもの、a, b, c…は複数選択可のものです。

1) 性虐待で協同面接等を実施しなかった当該事例の性別

- ① 性別 1. 男 2. 女
- ② 種別 1. 性的虐待 2. 「1」以外の性虐待

2) 当該案件についての発見・通告の概要

- ① 被害が始まった時点の年齢 () 歳 () カ月 99. 不明
 - ② 被害が終わった時点の年齢 () 歳 () カ月 99. 不明
 - ③ 被害が発覚した時点の年齢 () 歳 () カ月 99. 不明
 - ④ 発覚時の状況 1. 自発的開示 (子どもが自ら進んで周囲の大人に開示)
 - 2. 偶発的開示 (虐待を疑った人からの質問を受けて子どもが開示)
 - 3. 子どもからの開示なし 99. 不明
- ⑤, ⑥については、最初に受理した児童相談所での年齢と状況をご記入ください。
- ⑤ 児童相談所の受理時点の年齢 () 歳 () カ月 99. 不明
 - ⑥ 児童相談所の受理時点での被害内容 記載要領は 2 ページの枠内を参照してください。
加害者 * 内容 (*)(*)(*)(*)
「ク: その他」の内容 ()
- ⑦ 貴児童相談所の関わりの開始年月日と経緯 平成 () 年 () 月 () 日
1. 最初の受理機関として 2. () 児童相談所からの移管ケースとして
 - ⑧ 案件の概要 (被害の内容や通告の経路などについて、差し支えない範囲でご記入ください)

--

3) 貴児童相談所が単独で行った被害事実確認面接

3-1) 被害事実確認面接の実施について

1. 実施した 2. 実施していない (2の場合は 4) 子どもの状況) にお進みください)

3-2) 被害事実確認面接の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ 実施した方法 プロトコールに沿った専門的な被害事実確認面接
1. NICHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
プロトコールを使用しない一般的な被害事実確認面接
7. 慎重に設定された面接 8. 一般的な調査面接
9. その他 ()

3-3) 被害事実確認面接の内容について

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク: その他」の内容 ()
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (面接の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気付きの点があればご記入ください。

3-4) 協同面接等の実施に至らなかった状況について

- ① 貴児童相談所としては協同面接の必要性をどのように判断されていたでしょうか。
1. ぜひ必要であると考えていた
 2. 必要だが、子どもの状況(言語能力、精神状態)からは実施は困難と考えていた
 3. 必要はないと考えていた
 4. その他 ()
- ② 実施するかどうかに関する協議に貴児童相談所は参加されていたのでしょうか。
1. いつも参加している
 2. 通常は参加しないが、この事例では参加した
 3. 通常は参加しているが、この事例では参加しなかった
 4. 警察や検察から依頼があったときに参加している
 5. いつも参加しない
- ③ 実施しないと判断した理由を、貴児童相談所としてはどう理解されたでしょうか。
1. 事件化が困難であると検察が判断した
 2. 子どもの言語能力、精神状態から面接が困難と判断した
 3. その他 ()
- ④ 実施しないという結論を、貴児童相談所としてはどう受け止められたでしょうか。
1. 警察・検察と一緒に協議した結果なので、納得している
 2. 結論に至った経緯の説明はなかったが、子どもの状況などから納得している
 3. 実施するかどうかの最終的な連絡までに時間を要し、その間の対応に困る
 4. 結論に至った経緯の説明がなく、その結論にも納得できない
 5. その他 ()
- ⑤ この事例での面接の方法に関して、ご意見があれば自由にご記入ください。

4) **子どもの状況** (調査票の回答時点での状況をお分かりになる範囲でご記入ください)

4-1) **児童相談所との関係**

① **経過中の一時保護とその状況・理由**

1. あり (11. 同意 12. 職権 13. 同意→職権 14. 職権→同意) 2. なし 99. 不明

② **児童相談所の関与**

1. 指導中 (11. 児童福祉司指導 12. 継続指導) 2. 調査継続中 3. 中断

4. 他の児童相談所へ移管 移管先 () 児童相談所

移管年月日 平成 () 年 () 月 () 日

5. 終結 (市区町村への移管 51. あり 52. なし) 99. 不明

③ **子どもの所在** (終結している場合には終結時での所在)

1. 自宅 (加害者とは 11. 同居 12. 別居) 2. 親族宅等 3. 児童福祉施設

4. 里親・養親宅 5. その他 () 99. 不明

4-2) **被害事実確認面接や被害などに関する状況** 5段階で評価して番号に○をつけてください。

① **加害者に対する処罰感情** 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

② **面接前の不安・恐怖** 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

③ **開示についての心構え** 積極的・意欲的 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 消極的 不明 0

④ **面接での開示への感想** 肯定的 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 否定的 不明/非開示 0

⑤ **面接に対する感想** 受けてよかった 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 受けない方がよかった 不明 0

⑥ **知的障害・発達障害の影響** 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

4-3) **心理・社会的状況**

PTSD、抑うつ、自傷行為、不登校、性化行動、触法行為など、子どもの状況で気になることや治療的な対応 (TF-CBT, EMDR など) について、ご存知のことがあればご記入ください。(終結している場合は終結時の状況)

5) 医療機関の受診状況 (本人が受診しない場合や児童相談所の医師の診察を除く)

受診した医療機関と診療科をペアにして、下の (*) に記号でご記入ください。

医療機関： ア：大学・大学病院 イ：総合病院 ウ：小児専門病院 エ：単科病院
オ：診療所 カ：その他

診療科： 1：小児科 2：内科 3：産婦人科 4：小児外科 5：外科
6：泌尿器科 7：児童精神科 8：精神科 9：法医学 10：その他

5-1) 被害事実確認面接と無関係の受診

- ① 受診歴 1. あり 医療機関 * 診療科 (*) (*) (*)
2. なし 99. 不明
- ② 内容 a. 問診 b. 被害部位の診察 c. 被害部位も含め全身診察 d. 精神・心理面
(複数選択可) e. その他 () 99. 不明
- ③ 結果 1. 被害と関連する身体・検査・画像上の所見あり
受診前の情報に比べて被害の程度は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する所見なし 3. 協力が得られず診察不能 99. 不明
- ④ 開示 1. 被害に関する開示あり
受診前の情報に比べて開示の内容は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する開示なし 99. 不明

5-2) 被害事実確認面接と関連した受診

- ① 受診歴 1. 受診あり 受診年月日：平成 () 年 () 月 () 日
医療機関 * 診療科 (*) (*)
医療機関名 (差し支えがなければご記入ください)
()
2. 受診なし 99. 不明
- ② 受診が被害事実確認面接の実施前となった場合は、その理由について
(複数選択可) a. 緊急性 b. 診療上の必要性 c. 証拠採取
d. その他 () z. 不明
- ③ 内容 a. 問診 b. 被害部位の診察 c. 被害部位も含め全身診察 d. 精神・心理面
(複数選択可) e. 系統的全身診察 f. その他 () z. 不明
- ④ 結果 1. 被害と関連する身体・検査・画像上の所見あり
受診前の情報に比べて被害の程度は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する所見なし 3. 協力が得られず診察不能 99. 不明
- ⑤ 開示 1. 被害に関する開示あり
受診前の情報に比べて開示の内容は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する開示なし 99. 不明

6) 協同面接等・被害事実確認面接や医療機関との連携

該当するものがあれば記号に○をつけてください。(複数選択可)

- a. 面接を受ける意義や目的について、子どもにどう説明するかが困った
- b. 面接の手技が不十分で、誘導があった/開示が得られなかった
- c. 面接の手技が不十分で、子どもの心理的負担への配慮が不足していた
- d. 医療機関からの協力が得られず、医学的な所見や見解が不十分であった
- e. その他 ()

7) 自由記載

協同面接等の実施や性虐待への対応、医療機関との連携、系統的全身診察などについて、ご意見やご感想があれば自由にご記入ください。

ご協力をいただき、どうもありがとうございました。

協同面接実施民間団体へのアンケート調査

調査の趣旨とご協力をお願い

今回、厚生労働省研究班として協同面接に関する実態調査を全国の児童相談所と協同面接実施民間団体（以下、児童相談所等）を対象として行うこととなりました。平成 27 年 10 月の通知以後、協同面接の実施件数は次第に多くなっていますが、それに伴って実施状況や内容についての地域差、件数の増加に伴う面接者の不足などの問題が生じてきています。また虐待事実の立証のためにも系統的全身診察は重要な役割を担っていますが、医療側での取り組みは始まったところで、この点についても医療との連携が今後の課題です。

今回の調査で協同面接の実施に伴う問題点を明らかにし、分析を行った上で「協同面接と系統的全身診察の実施の手引き」を作成することが、この研究班の目的です。日々の多忙な業務の中で過去にさかのぼって調査票に回答することは、大きな負担になることと思います。しかし貴団体での状況を教えていただくことができれば、上記の目的を達するためのたいへん貴重な情報となります。ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回の調査は最初の通告受理機関が児童相談所であった事例だけではなく、子どもが第三者からの被害を受けた場合や事件の目撃者になった場合などで、警察・検察から情報提供があった事例も対象としてください。担当者の異動などで詳細がわからない場合には「不明」に印を付けてください。また今回の調査票における用語の定義については、次ページに記載していますのでご参照ください。

今回の調査にご協力をいただける場合には、調査票にご記入の上で下記までお送りください。調査票のご返送をもって、調査へのご同意をいただいたことといたします。

研究分担者 兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科 毎原 敏郎
〒665-0021 兵庫県尼崎市東難波町 2-17-77
E-mail : maihara@hp.pref.hyogo.jp
Tel : 06-6480-7000 Fax : 06-6480-7001

用語の定義：今回の調査では、以下のように用語を定義します。

【協同面接・協同面接等】 協同面接とは、平成27年10月28日に発出された通知の「子どもの心理的負担等に配慮した」3機関による面接を指します。「司法面接」「代表者による聴取」も同義と扱ってください。今回は、児童相談所と警察、ないし児童相談所と検察の2機関で行われた面接も調査の対象として「協同面接等」と呼ぶこととします。なお、児童相談所が単独で行う面接は「被害事実確認面接」として区別しています。

【性虐待】 児童虐待防止法では「親権者・児童を現に監護するものによる」と定義されていますが、この調査では、加害者（家族、親族、同居人きょうだい、第三者など）や被害を受けた場所（家庭内、家庭外）を特定せずに子どもの被害を把握するために、特に性に関する被害については「性的虐待」と「家庭内・外の性暴力被害」を総括して「性虐待」という用語を使用しています。

【MDT (Multidisciplinary Team: 多機関連携チーム)】 多職種で構成される支援チームのことで、今回の調査では福祉、司法、医療などがそのメンバーとなります。

【系統的全身診察】 性虐待・身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待や種々の暴力の被害を受けたことが疑われる子どもに対して、子どもの心理状態に配慮した問診を含め、外性器・肛門だけではなく全身を診察する方法で、研修を受けた医師が行うものを指します。

【心理的ネグレクト】 被害に遭った子どもに対する心理的サポートを行わない状態を指すこととします。

調査票記入日	令和 2 年 () 月 () 日
貴団体所在地	() 都・道・府・県 () 市・区
貴団体名	()
ご連絡先	メールアドレス : _____@_____
	電話番号 : () - () - ()
担当者のご氏名	()

回答は () 内に記入するか、該当する選択肢の記号を○で囲んでください。
 選択肢の 1, 2, 3…はその中から 1 つを選ぶもの、a, b, c…は複数選択可のものです。

1) 貴団体が関与された協同面接等

1-1) 協同面接等の実施件数

平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日(平成 27 年度下半期～平成 30 年度)の期間に行われた協同面接等の実施件数を、種別に分けてお教えてください。

1 事例に関して複数の案件(加害者や発生時期、虐待の種別が異なる、など)があった場合には、別の案件として数えてください。同一の案件(加害者や発生時期、虐待の種別が同じ)に関して行われた一連の協同面接等は、複数回であっても 1 件として数えてください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 性的虐待 () 件 | ② ①以外の性虐待 () 件 |
| ③ 身体的虐待 () 件 | ④ ネグレクト () 件 |
| ⑤ 心理的虐待 () 件 | ⑥ その他 () 件 |

1-2) 貴団体が協同面接等を実施する状況(複数選択可)

- 児童相談所、警察、検察から依頼を受けて実施する
- 児童相談所、警察、検察と実施の必要性について協議をした後に実施する
- その他 ()

2) 子どもの被害に関する医療との連携

2-1) 貴団体内の医師の所属

- あり

a. 正規 () 人、専門分野 ()
(複数選択可) b. 非正規 () 人、専門分野 ()
c. 嘱託 () 人、専門分野 ()
- なし (21. 採用予定あり 22. 採用予定なし 23. 採用は未定)

2-2) 系統的全身診察という診察方法の存在

- 聞いたことがあり、団体内や連携している医療機関で行っている
- 聞いたことはあるが、連携している医療機関で行っているかどうかは不明
- 聞いたことがない

2-3) 協同面接等に関連した医療との連携

① 貴団体での連携の状況 「5. 行わない」の場合は2-4) にお進みください。

1. 原則として全例 2. 70-90% 3. 30-70% 4. 10-30% 5. 行わない

② 連携の目的 a. 診察 (a1. 系統的全身診察 a2. 系統的全身診察以外の診察)

(複数選択可)

b. 協同面接等の実施時の観察室 (モニタールーム) への同席

c. 実施した協同面接等のレビュー

d. その他 ()

③ 連携先の機関 a. 大学・大学病院 b. 総合病院 c. 小児専門病院 d. 単科病院

(複数選択可)

e. 診療所 f. 貴団体内 g. その他 ()

差し支えがなければ、医療機関名をご記入ください

()

④ 専門の診療科 a. 小児科 b. 内科 c. 産婦人科 d. 小児外科 e. 外科 f. 泌尿器科

(複数選択可)

g. 児童精神科 h. 精神科 i. 法医学 j. その他 ()

2-4) 医療機関との連携の円滑さ 5段階で評価して番号に○をつけてください。

とても良好 良好 大きな問題はない 問題がある 問題が多い 連携の実績がない

5 4 3 2 1 0

2-5) 連携についての問題点 該当するものがあれば記号に○をつけてください。(複数選択可)

a. 連携できる医療機関がない

b. 医療機関が虐待についての関心が低い

c. 医療機関として対応する窓口や担当者 (MSW など) が決まっていない

d. 同じ医療機関内で担当医師や担当者によって判断が統一されていない

e. その他 ()

2-6) 協同面接等に関連して、今後医療機関との連携を必要とする状況 (複数選択可)

a. 診察

b. 協同面接等の実施時の観察室 (モニタールーム) への同席

c. 実施した協同面接等のレビュー

d. その他 ()

3) 自由記載

協同面接等の実施や医療機関との連携、系統的全身診察などについて、ご意見やご感想があれば自由にご記入ください。

ご協力をいただき、どうもありがとうございました。

協同面接等を実施した事例（実施民間団体）

調査の趣旨とご協力のお願い

今回、厚生労働省研究班として協同面接に関する実態調査を全国の児童相談所と協同面接実施民間団体（以下、児童相談所等）を対象として行うこととなりました。平成 27 年 10 月の通知以後、協同面接の実施件数は次第に多くなっていますが、それに伴って実施状況や内容についての地域差、件数の増加に伴う面接者の不足などの問題が生じてきています。また虐待事実の立証のためにも系統的全身診察は重要な役割を担っていますが、医療側での取り組みは始まったところで、この点についても医療との連携が今後の課題です。

今回の調査によって協同面接に関する問題点を明らかにし、「協同面接と系統的全身診察の実施の手引き」を作成することが、この研究班の目的です。日々の多忙な業務の中で過去にさかのぼって調査票に回答することは、現場の方にとって大きな負担になることと思います。しかし貴団体でのご経験を教えていただくことができれば、上記の目的を達するためのたいへん貴重な情報となります。ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

調査票へのご記入に当たっては、下記の点にご留意をお願いいたします。また今回の調査票における用語の定義については、次ページに記載していますのでご参照ください。

- ・調査期間は平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（平成 27 年度下半期～平成 30 年度）の 3 年 6 ヶ月間です。
- ・今回の調査は最初の通告受理機関が児童相談所であった事例だけではなく、子どもが第三者からの被害を受けた場合や事件の目撃者になった場合などで、警察・検察から情報提供があった事例も対象としてください。
- ・1 事例に関して複数の案件（加害者や発生時期、虐待の種別が異なる、など）があった場合には、各案件について 1 枚の調査票を作成してください。
- ・担当者の異動などで詳細がわからない場合には「不明」に印を付けてください。
- ・不足する場合は、お手数ですが下記の URL からダウンロードをお願いいたします。

<https://tinyurl.com/uywyzn5>

今回の調査にご協力をいただける場合には、調査票にご記入の上で下記までお送りください。調査票のご返送をもって、調査へのご同意をいただいたことといたします。

研究分担者 兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科 毎原 敏郎
〒665-0021 兵庫県尼崎市東難波町 2-17-77
E-mail : maihara@hp.pref.hyogo.jp
Tel : 06-6480-7000 Fax : 06-6480-7001

用語の定義：今回の調査では、以下のように用語を定義します。

【協同面接・協同面接等】 協同面接とは、平成27年10月28日に発出された通知の「子どもの心理的負担等に配慮した」3機関による面接を指します。「司法面接」「代表者による聴取」も同義と扱ってください。今回は、児童相談所と警察、ないし児童相談所と検察の2機関で行われた面接も調査の対象として「協同面接等」と呼ぶこととします。なお、児童相談所が単独で行う面接は「被害事実確認面接」として区別しています。

【性虐待】 児童虐待防止法では「親権者・児童を現に監護するものによる」と定義されていますが、この調査では、加害者（家族、親族、同居人きょうだい、第三者など）や被害を受けた場所（家庭内、家庭外）を特定せずに子どもの被害を把握するために、特に性に関する被害については「性的虐待」と「家庭内・外の性暴力被害」を総括して「性虐待」という用語を使用しています。

【MDT (Multidisciplinary Team: 多機関連携チーム)】 多職種で構成される支援チームのことで、今回の調査では福祉、司法、医療などがそのメンバーとなります。

【系統的全身診察】 性虐待・身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待や種々の暴力の被害を受けたことが疑われる子どもに対して、子どもの心理状態に配慮した問診を含め、外性器・肛門だけではなく全身を診察する方法で、研修を受けた医師が行うものを指します。

【心理的ネグレクト】 被害に遭った子どもに対する心理的サポートを行わない状態を指すこととします。

また、子どもの被害に関する項目については、下記の要領でその内容をご記入ください。

加害者 (A1~H2) と内容 (ア~コ) をペアにして、(*) に記号でご記入ください。				
例) 実母がパートナー(男性)からの性虐待を容認していた場合、母は「ネグレクト:子どもが受けた被害の無視・容認・放置」、パートナーは「性虐待」であるため、(B1*ウ)(A3*ア)となります。				
[加害者] A1: 実父	A2: 継父・養父	<u>母のパートナー</u>	A3: 男性	A4: 女性
B1: 実母	B2: 継母・養母	<u>父のパートナー</u>	B3: 男性	B4: 女性
C1: 実兄	C2: 異父兄	C3: 異母兄	C4: 血縁のない兄	
D1: 実姉	D2: 異父姉	D3: 異母姉	D4: 血縁のない姉	
E1: 実弟	E2: 異父弟	E3: 異母弟	E4: 血縁のない弟	
F1: 実妹	F2: 異父妹	F3: 異母妹	F4: 血縁のない妹	
<u>他の親族</u>	G1: 同居(男性)	G2: 同居(女性)	G3: 別居(男性)	G4: 別居(女性)
<u>第三者</u>	H1: 特定(男性)	H2: 特定(女性)	H3: 未特定(男性)	H4: 未特定(女性)
[内容] ア: 性虐待		イ: 身体的虐待		
ウ: 子どもの被害の無視・容認・放置		エ: 心理的ネグレクト		
オ: その他のネグレクト				
カ: 面前 DV の目撃		キ: 面前 DV の目撃以外の心理的虐待		
ク: その他				

3) 協同面接等の実施と経過

3-1) 協同面接等・単独面接の全経過と司法対応

3-1-1) 協同面接等の総実施回数

- ① 一連の案件（加害者や発生時期、虐待の種別が同じ）に対して
計（ ）回 99. 不明
- ② 複数回の協同面接等が必要となった理由（下記の注を参考にしてください）
- 1) 2回目 1. 前回非開示 2. 前回部分開示 3. 新被害判明
4. その他（ ） 99. 不明
- 2) 3回目 1. 前回非開示 2. 前回部分開示 3. 新被害判明
4. その他（ ） 99. 不明
- 3) 4回目 1. 前回非開示 2. 前回部分開示 3. 新被害判明
4. その他（ ） 99. 不明

注) 前回非開示： 前回の面接では被害内容を全く開示しなかった

前回部分開示： 前回は一部開示したが、非開示の部分について聴取が必要となった

新被害判明： 同一の加害者から同時期に受けた被害が、前回の面接以後に新たに判明した

3-1-2) 単独での面接の状況

初回の協同面接等の実施前に行われた児童相談所、警察の単独での面接・聴取

- ① 児童相談所 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- ② 警察 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- (「あり」だが回数不明の場合は「1」に○を付けて()内は空欄にしてください。以下も同様です。)

初回の協同面接等の実施後に行われた児童相談所、警察、検察の単独での面接・聴取

- ③ 児童相談所 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- ④ 警察 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明
- ⑤ 検察 1. あり 計（ ）回 2. なし 99. 不明

3-1-3) 司法対応（調査票の回答時点での状況をお分かりになる範囲でご記入ください）

- ① 警察 1. 検察官送致 2. 微罪処分 3. 家庭裁判所送致 99. 不明
- ② 検察 1. 起訴準備中 2. 起訴中
3. 不起訴 (31. 嫌疑なし 32. 嫌疑不十分 33. 起訴猶予) 99. 不明
- ③ 地裁 1. 公判審理中 2. 判決 (21. 無罪 22. 懲役 () 年 23. 執行猶予) 99. 不明
- ④ 高裁 1. 公判審理中 2. 判決 (21. 無罪 22. 懲役 () 年 23. 執行猶予) 99. 不明
- ⑤ 子どもの裁判への出廷 1. あり () 回 2. なし 99. 不明

3-2) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 1回目

3-2-1) 参加した児童相談所等

1. 貴団体 2. () 児童相談所 3. その他 ()

このページの以下の項目は、貴団体が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-2-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-2-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

3-3) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 2回目

3-3-1) 参加した児童相談所等

1. 貴団体 2. () 児童相談所 3. その他 () 4. 実施せず

このページの以下の項目は、貴団体が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-3-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-3-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

3-4) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 3回目

3-4-1) 参加した児童相談所等

1. 貴団体 2. () 児童相談所 3. その他 () 4. 実施せず

このページの以下の項目は、貴団体が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-4-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-4-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

3-5) 児童相談所等がMDTとして参加した協同面接等 4回目

3-5-1) 参加した児童相談所等

1. 貴団体 2. () 児童相談所 3. その他 () 4. 実施せず

このページの以下の項目は、貴団体が参加された場合にのみ、ご記入ください。

3-5-2) 協同面接等の実施時の状況

- ① 子どもの所在 1. 自宅 2. 親族宅 3. 一時保護所 4. 児童福祉施設
5. 里親・養親宅 6. その他 () 99. 不明
- ② 加害者との分離 1. 分離なし 2. 分離あり 99. 不明
- ③ 実施場所 1. 児童相談所 2. 警察 3. 検察 4. NPO/民間団体 5. 医療機関
6. その他 () 99. 不明
- ④ 実施年月日 平成 () 年 () 月 () 日
- ⑤ 面接者の職種 a. 児童相談所職員 (a1. 児童福祉司 a2. 児童心理司 a3. その他)
(複数選択可) b. 警察官 (b1. 本部 b2. 所轄署 * b3. 捜査・刑事 b4. 生活安全) c. 検察官
d. 社会福祉士 e. 精神保健福祉士 f. その他 ()
- ⑥ 面接者の性別 1. 男 2. 女
- ⑦ プロトコール 1. NICHHD 2. ChildFirst® 3. RATAC® 4. CornerHouse™
5. NCAC 6. その他 ()
- ⑧ 観察室(モニタールーム)に同席したMDTの人数と構成 計 () 名 99. 不明
構成 (複数選択可) a. 児童相談所 b. 警察 c. 検察 d. 医療 e. その他

3-5-3) 協同面接等の内容

- ① 面接時間 () 分 99. 不明
- ② 面接前に把握していた被害などの内容 記載要領は2ページの枠内を参照してください。
加害者*内容 (*) (*) (*) (*)
「ク:その他」の内容 () 98. 非該当
- ③ 開示の評価 1. 完全否認 (最初から一貫して被害を否認していた)
2. 撤回 (協同面接等の実施までに開示していた被害の内容を否認した)
3. 部分開示 (疑われている被害の一部のみの開示にとどまった)
4. 全面開示 (疑われている被害に関してはすべて開示があった)
5. 新事実開示 (疑われている被害以外の新事実が判明した)
被害内容 ()
6. その他 ()
- ④ 面接中やその前後の子どもの発言や態度 何かお気づきの点があればご記入ください。

4) 子どもの状況 (調査票の回答時点での状況をお分かりになる範囲でご記入ください)

4-1) 児童相談所との関係

① 経過中の一時保護とその状況・理由

1. あり (11. 同意 12. 職権 13. 同意→職権 14. 職権→同意) 2. なし 99. 不明

② 児童相談所の関与

1. 指導中 (11. 児童福祉司指導 12. 継続指導) 2. 調査継続中 3. 中断

4. 他の児童相談所へ移管 移管先 () 児童相談所

移管年月日 平成 () 年 () 月 () 日

5. 終結 (市区町村への移管 51. あり 52. なし) 99. 不明

③ 子どもの所在 (終結している場合には終結時での所在)

1. 自宅 (加害者とは 11. 同居 12. 別居) 2. 親族宅等 3. 児童福祉施設

4. 里親・養親宅 5. その他 () 99. 不明

4-2) 協同面接等や被害などに関する状況 5段階で評価して番号に○をつけてください。

① 加害者に対する処罰感情 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

② 面接前の不安・恐怖 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

③ 開示についての心構え 積極的・意欲的 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 消極的 不明 0

④ 面接での開示への感想 肯定的 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 否定的 不明/非開示 0

⑤ 面接に対する感想 受けてよかった 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 受けない方がよかった 不明 0

⑥ 知的障害・発達障害の影響 強い 5 . . . 4 . . . 3 . . . 2 . . . 1 なし 不明 0

4-3) 心理・社会的状況

PTSD、抑うつ、自傷行為、不登校、性化行動、触法行為など、子どもの状況で気になることや治療的な対応 (TF-CBT, EMDR など) について、ご存知のことがあればご記入ください。(終結している場合は終結時の状況)

5) 医療機関の受診状況 (本人が受診しない場合や児童相談所の勤務医・嘱託医の診察を除く)

受診した医療機関と診療科をペアにして、下の (*) に記号で記入してください。

医療機関： ア：大学・大学病院 イ：総合病院 ウ：小児専門病院 エ：単科病院
オ：診療所 カ：その他

診療科： 1：小児科 2：内科 3：産婦人科 4：小児外科 5：外科
6：泌尿器科 7：児童精神科 8：精神科 9：法医学 10：その他

5-1) 協同面接等と無関係の受診

- ① 受診歴 1. あり 医療機関 * 診療科 (*)(*)(*)
2. なし 99. 不明
- ② 内容 a. 問診 b. 被害部位の診察 c. 被害部位も含め全身診察 d. 精神・心理面
(複数選択可) e. その他 () 99. 不明
- ③ 結果 1. 被害と関連する身体・検査・画像上の所見あり
受診前の情報に比べて被害の程度は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する所見なし 3. 協力が得られず診察不能 99. 不明
- ④ 開示 1. 被害に関する開示あり
受診前の情報に比べて開示の内容は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する開示なし 99. 不明

5-2) 協同面接等と関連した受診

- ① 受診歴 1. 受診あり 受診年月日：平成 () 年 () 月 () 日
医療機関 * 診療科 (*)(*)
差し支えがなければ、医療機関名をご記入ください
()
2. 受診なし 99. 不明
- ② 受診が協同面接等の実施前となった場合は、その理由について
(複数選択可) a. 緊急性 b. 診療上の必要性 c. 証拠採取
d. その他 () z. 不明
- ③ 内容 a. 問診 b. 被害部位の診察 c. 被害部位も含め全身診察 d. 精神・心理面
(複数選択可) e. 系統的全身診察 f. その他 () z. 不明
- ④ 結果 1. 被害と関連する身体・検査・画像上の所見あり
受診前の情報に比べて被害の程度は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する所見なし 3. 協力が得られず診察不能 99. 不明
- ⑤ 開示 1. 被害に関する開示あり
受診前の情報に比べて開示の内容は (11. 重い 12. 同等 13. 軽い)
2. 被害に関する開示なし 99. 不明

6) 協同面接等や医療機関との連携に関する問題点

該当するものがあれば記号に○をつけてください。(複数選択可)

- a. 面接を受ける意義や目的について、子どもにどう説明するかが困った
- b. 面接の手技が不十分で、誘導があった/開示が得られなかった
- c. 面接の手技が不十分で、子どもの心理的負担への配慮が不足していた
- d. 医療機関からの協力が得られず、医学的な所見や見解が不十分であった
- e. 面接の実施/非実施や実施の時期について、事前の協議や連絡が不十分であった
- f. その他 ()

7) 自由記載

協同面接等の実施や医療機関との連携、系統的全身診察などについて、ご意見やご感想があれば自由にご記入ください。

ご協力をいただき、どうもありがとうございました。